



議案第百十八号

岩本地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決の一部  
変更について

次のとおり岩本地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十三年八月十日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年十二月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾叁年拾貳月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

四 契約金額中「六八、五〇〇、〇〇〇円」を「六八、五二四、〇〇〇円」に改める。

五 工事完成期限中「昭和五十三年十二月二十五日」を「昭和五十四年三月二十日」に改める。